

山口労働局発表
令和元年12月17日

担当	雇用環境・均等室 室長補佐 河野和成 雇用環境改善・ 均等推進指導官 岡村加代子 電話 083-995-0390
----	--

報道関係者各位

「えるぼし企業」として2社を認定！！

～12月24日(火)に2社合同の認定通知書交付式を行います～

山口労働局(局長 むらい かんや 村井 完也)は、女性活躍推進法に基づく、優良な「女性の活躍推進企業」として 社会福祉法人朋愛会 (下関市)、株式会社周南スイミングクラブ (周南市)の2社を認定しましたので公表します。

「えるぼし認定」とは、女性の活躍状況が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度です。この度の認定により、山口県内のえるぼし認定企業は7社となりました。

当局では、以下の日程で認定通知書交付式を行い、認定企業の取組を紹介します。

【認定通知書交付式】

日時 令和元年12月24日(火) 14時から
会場 山口地方合同庁舎2号館5階 共用会議室
(山口市中河原町6-16)

認定企業 社会福祉法人朋愛会 (令和元年11月認定)
株式会社周南スイミングクラブ (令和元年12月認定)

※撮影や個別取材も可能です。是非とも交付式にご参加ください。



〈添付資料〉

- 資料1及び2 えるぼし認定企業の取組概要
- 資料3 山口労働局管内の女性活躍推進法への取組状況
- 資料4 女性活躍推進法に基づく認定制度について
- 資料5 「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になりました

ほうあいかい 社会福祉法人朋愛会

住所: 下関市長府才川2丁目21-1
 事業: 社会福祉事業(高齢者福祉施設)
 労働者数: 145人(男性22人、女性123人)



えるぼし認定 第2段階

- 5つの評価項目のうち4つの認定基準を満たし、えるぼし(二つ星)に認定しました。
- くるみん認定(※)とえるぼし認定の両方を取得した企業は山口県初となります!

(※) くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を支援する企業を厚生労働大臣が認定する制度です

■ 認定基準を満たした評価項目の実績

1 採用

【認定基準】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること

【実績】

介護専門職 女性 1.0 倍/男性 1.0 倍、介護職 女性 1.0 倍/男性 1.0 倍、
 調理員 女性 1.0 倍/男性 1.0 倍

2 労働時間等の働き方

【認定基準】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること

【実績】

正職員: 介護専門職 9.7 時間、介護職 7.8 時間、看護師 8.4 時間、准看護師 4.7 時間、
 機能訓練士 4.1 時間、管理栄養士 5.9 時間、栄養士 3.8 時間、調理員 2.9 時間、
 歯科衛生士 8.6 時間、事務 9.9 時間、(用務員は実績なし)
 無期パート: 0.1 時間、有期パート: 0.7 時間

3 管理職比率

【認定基準】

管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること

【実績】

54.5% (産業平均値: 42.3%)

4 多様なキャリアコース

【認定基準】

直近の3事業年度に、以下について中小企業は1項目以上の実績を有すること

	【実績】
A 女性の非正社員から正社員への転換	5人
B 女性のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換	1人
C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用	2人
D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	15人

■ 事業主の声

私どもは、特別養護老人ホーム、ケアハウスの経営をはじめ、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、デイサービスなどの在宅福祉事業を展開しています。経営の使命は「職員が仕事にやりがいと誇りをもてるようにすること」、そのためには「職員が安心して働き、休める環境を整備すること」が大事だと考え、職員の意見にも耳を傾けながらできる限りの取り組みをすすめてきました。

2013年の「くるみん認定」に続き、この度「えるぼし認定」を受けたことは、これまでの取り組みが評価された結果であると受け止め、これまでの取り組みに自信を深めるとともに、さらなる意欲を掻き立てられています。引き続き課題解決に向けて、役職員一同一丸となって取り組んでいく所存です。

■ 女性管理職の声

女性職員が安心して仕事をする上では、家庭状況(両親の介護や子供の有無)などのライフステージが大きく影響します。事業所では、現場サイドの気持ちを汲み取って、働きやすい職場環境の整備に努めていただいております。職員一人一人が大切にされていると感じます。

今回の「えるぼし認定」は、当事業所は安心して働ける職場であることが認められた結果だと、大変嬉しく思っています。事業所も、自分自身も、これからもより一層成長できるよう頑張っていきたいと気持ちを新たにしています。

株式会社周南スイミングクラブ

住所: 周南市江口1-1-26
事業: 教育、学習支援業(スポーツクラブ)
労働者数: 80人(男性33人、女性47人)



えるぼし認定 第3段階

■ 5つの評価項目のうち5つの認定基準を満たし、
えるぼし(三つ星)に認定しました。

■ 認定基準を満たした評価項目の実績

<p>1 採用 【認定基準】 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること 【実績】 インストラクター 女性 1.0倍/男性 1.0倍</p>	
<p>2 継続就業 【認定基準】 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る) 【実績】 正社員事務職: 女性19.6年÷男性9.0年=2.18 正社員インストラクター職: 女性11.5年÷男性15.8年=0.73</p>	
<p>3 労働時間等の働き方 【認定基準】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働・法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること 【実績】月平均時間数 事務: 10.7時間、事務(パート)時間外、休日労働なし インストラクター: 13.4時間、インストラクター(パート): 時間外、休日労働なし 学童保育(パート)5.6時間</p>	
<p>4 管理職比率 【認定基準】 管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること 【実績】 28.6%(産業平均値: 18.1%)</p>	
<p>5 多様なキャリアコース 【認定基準】 直近の3事業年度に、中小企業は1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換</p>	<p>【実績】 1人</p>

■ 事業主の声

当社は、化学メーカー「トクヤマ」のグループ会社です。スポーツクラブ事業を通じて、地域貢献しようと41年前に設立され、地域住民の健康づくりと児童の健全育成を推進しています。コーチやインストラクターなど女性が多数活躍しており、グループ初となる女性社長も誕生しました。この度「えるぼし認定」3つ星が認定されたことは、大変光栄に感じています。認定を励みに、今後も女性が働きやすく活躍できる職場づくりを推進していきたいと思っております。

■ 女性管理職の声

当社には、スポーツを通じてお客様の健康づくりのお手伝いする、様々な世代の女性スタッフがいます。スタッフ同士が高め合い、自分の目標に向かって成長できる環境ではないかと思っております。「えるぼし認定」を機に、従業員同士が個性やその多様性を尊重しあい、お互いの理解を深め、更に働きやすい職場になるよう取り組んでいきたいと思っております。

山口労働局管内の女性活躍推進法の取組状況

山口労働局雇用環境・均等室

1 認定企業一覧

令和元年12月17日現在

	企業名	認定の段階	所在地	認定年月
1	株式会社カワト T.P.C.	★★	岩国市	平成29年12月
2	株式会社丸久	★★★★	防府市	平成30年5月
3	生活協同組合コープやまぐち	★★★★	山口市	平成30年5月
4	社会福祉法人光栄会	★★	宇部市	平成30年5月
5	医療法人治徳会	★★	周南市	平成30年12月
6	社会福祉法人朋愛会	★★	下関市	令和元年11月
7	株式会社周南スイミングクラブ	★★★★	周南市	令和元年12月

〈参考〉全国の認定企業数 920社(9月末現在)

2 一般事業主行動計画策定届の届出状況

	山口県 (令和元年11月末現在)	全国 (令和元年9月末現在)
合計	218社	22,805社
常時雇用労働者301人以上規模	126社	16,497社
常時雇用労働者300人以下規模	92社	6,308社

※女性活躍推進法に基づき、労働者数301人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行う義務があります。

また、女性活躍推進法の改正により、改正法施行後は労働者数101人以下の企業についても届出義務企業となります(施行日は令和4年4月1日の予定。)

女性活躍推進法に基づく認定制度について

えるぼし認定について

行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、**都道府県労働局への申請により**、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。

えるぼし認定の段階

認定の段階の区分は、次の5つの評価項目のうち、

- 5つの基準全てを満たしている場合は、**3段階目**
- 3つ又は4つの基準を満たしている場合は、**2段階目**
- 1つ又は2つの基準を満たしている場合は、**1段階目**



上記はいずれも、

- ✓ 満たしている実績については、実績値を**女性の活躍推進企業データベースに毎年公表**することが必要。
- ✓ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について、**女性の活躍推進企業データベースに公表**するとともに、**2年以上連続してその実績が改善**していることが必要。

なお、そのほか「関係法令に違反する重大な事実がないこと」などの基準もあります。

えるぼし認定の評価項目

【評価項目1：採用】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること
(※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限り))

【評価項目2：継続就業】 次の①または②を満たす。

- ① 「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限り)
- ② 「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限り)

【評価項目3：労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【評価項目4：管理職比率】 次の①または②を満たす。

- ① 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること
- ② 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が0.8以上であること

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れ含む)
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になりました

～就活生や消費者、投資家にアピールするチャンスです～



厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。平成29年12月から「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になったことにより、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれます。学生や投資家をはじめ広く自社の取組をアピール出来るチャンスが増えますので、ぜひ登録・公表をお願いします。

データベースを利用するメリット

- ✓ 取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができ**イメージアップ**につながります。
- ✓ 採用活動における**アピールポイント**になり、優秀な人材の採用につながります。

「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

- ✓ データベースを見た女子学生から応募が増え、**優秀な人材を採用**できた。
- ✓ 掲載したことで取引先から良い評価をもらい、**イメージアップ**につながった。
- ✓ 学生の女性活躍に対する関心も高くなってきており、採用活動における**アピールポイント**になっている。

掲載項目

求職者が注目する掲載項目

採用者に占める女性の割合
平均勤続年数又は採用10年前後の継続雇用率
育児休業取得率
月平均残業時間
年次有給休暇取得率
女性管理職の割合

その他掲載項目

採用における男女別の競争倍率又は競争倍率の男女比
労働者に占める女性労働者の割合
係長級にある者に占める女性労働者の割合
役員に占める女性の割合
男女別の職種または雇用形態の転換実績
男女別の再雇用または中途採用の実績
企業認定の有無

女性活躍 データベース

検索

※女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主であることの「認定」（「えるぼし」認定）を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

